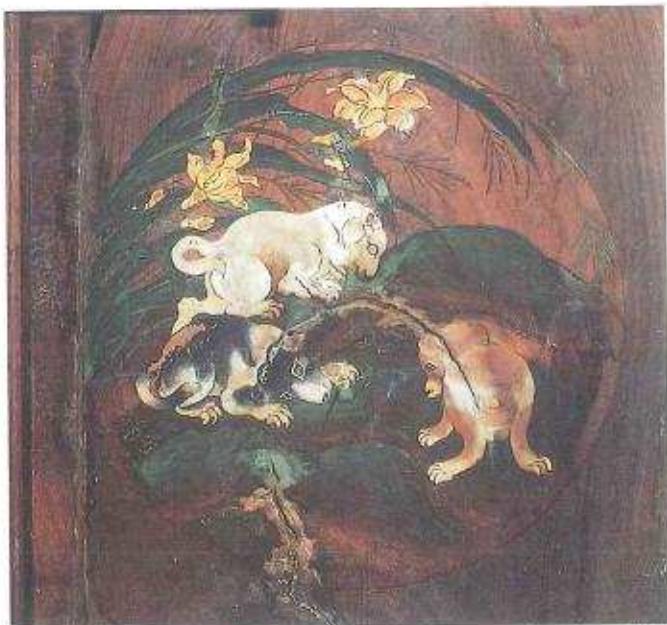


松浦市の文化財



宛陵寺天井絵

松浦市教育委員会

題字

松浦市教育長 呼子 俊一

松浦市文化財調査報告書第2集

松浦市の文化財

1987

松浦市教育委員会



はじめに

わたしたちが住む松浦市は、青い海と緑の大地に囲まれた美しい自然に恵まれています。海に近く、緑濃いこの松浦は、長い歴史の足跡を刻んできた地域として、原始・古代より人びとが住みつき、豊かな生活を営んできました。また、中国大陆、朝鮮半島との交流も密接に行われてきました。したがって、松浦市には貴重な文化財が数多く残されています。

文化財は、わたしたちの祖先の長い営みによって、現在まで受けつがれてきたもので、郷土の歴史、文化を知るうえで、欠くことのできない財産です。わたしたちは、これらを大切に保存し、活用し、子孫へと残さねばなりません。

このため、当教育委員会では、松浦の歴史と、市内にある豊富な文化財を紹介し、文化財の分布状況を市民の皆様に理解をしていただきのために、また、各種開発の立案の参考にしていただくために本書を作成いたしました。

県指定、市指定の文化財と、代表的な文化財24点を選びましたが、ここに掲載できなかった貴重な文化財も数多くあります。今後、さらに調査研究を進め、内容の充実に努めたいと思います。

なお、本書の企画・執筆・編集については、社会教育課中田敦之主事の手によるものです。

おわりに、本書を通して、文化財を理解し、鑑賞するための一助として、また、郷土の文化を育てる基礎として、学校で活用していただければ幸いに思います。

昭和62年2月

松浦市教育委員会
教育長 呼子俊一

例　　言

- 1 本書は、松浦市内の指定文化財とおもな文化財について、より多くの皆さんの理解を深めていただくために作成したものです。
- 2 文化財の説明では、県指定、市指定の順で、その他の文化財では、各町別に説明し、おもなものを取り上げました。
- 3 県指定、市指定文化財は、昭和61年3月31日までのものです。
- 4 本書の編集および写真撮影は、松浦市教育委員会社会教育課が行いました。

目　　次

はじめに.....	1
例　　言.....	2
目　　次.....	2・3
松浦市略年表.....	4
1 県指定史跡　　松浦党惣谷城跡.....	5
2 県指定史跡　　文禄の役松浦家供養塔.....	6
3 県指定有形文化財　　善福寺鰐口.....	7
4 県指定有形民俗文化財　　庄野の六地蔵塔.....	8
5 市指定有形文化財　　王嶋神社石壺・石板.....	9
6 市指定有形文化財　　宛陵寺古文書.....	10
7 市指定有形文化財　　毘沙門天.....	11
8 市指定有形文化財　　懸仏.....	12
9 市指定無形民俗文化財　　星鹿じょんがら.....	13
10 市指定無形民俗文化財　　百手講.....	14
—今　福　町—	
11 有形文化財　　宛陵寺天井繪.....	15

12	有形民俗文化財	人柱觀音供養塔	16
— 調 川 町 —			
13	史跡	松園屋敷	17
14	有形民俗文化財	宮司の六地蔵塔	18
— 志 佐 町 —			
15	史跡	皿山塚址	19
16	史跡	陣ノ内城跡	20
17	史跡	樓楷田遺跡	21
18	史跡	柏ノ木遺跡	22
19	有形民俗文化財	高野の六地蔵塔	23
— 御 厨 町 —			
20	史跡	小嶋古墳群	24
21	史跡	池田遺跡	25
— 星 鹿 町 —			
22	史跡	千人塚	26
23	史跡	刈萱城跡	27
24	有形文化財	姫神社大般若經	28
25	松浦市内の遺跡		29~33
26	松浦市遺跡地図		34・35
27	松浦市遺跡一覧表		36
28	文化財のあらまし		37
29	松浦市文化財保護条例		38~41
あとがき			
			42

松浦市略年表（旧石器～鎌倉時代）

年代	時代	できごと	主な遺跡	松浦市の遺跡
BC 20000年前	旧石器時代	ナイフ形石器の盛行		明賀谷遺跡(志佐) 万場遺跡(今福)
BC 10000年前		縄石器を使用	福井洞穴(吉井町)	楼楷田遺跡(志佐)
BC 7000年前	縄文時代	土器の出現	泉福寺洞穴(佐世保市)	
BC 4000年前		押型文土器の流行	川頭遺跡(諫早市)	湯ノ谷遺跡(調川)
BC 3000年前		集落を形成する	曾畠遺跡(熊本県)	姫神社遺跡(星鹿)
BC 2000年前		土器の装飾性が強い	阿高遺跡(熊本県)	楼楷田遺跡(志佐)
BC 1000年前		磨消縄文の流行	御領遺跡(熊本県)	小嶋遺跡(御厨)
BC 400年前	代	低地の遺跡が多くなる	亀ヶ岡遺跡(青森県)	
BC 300年前		稲作の開始	菜畑遺跡(唐津市)	
BC 100年前	弥生時代	支石墓がつくられる	大野台遺跡(鹿町町)	
0年		稲作の流行	板付遺跡(福岡市)	
200年		カメ棺墓の盛行	里田原遺跡(田平町)	池田遺跡(御厨)
400年		漢文化の影響		柏ノ木遺跡(志佐) 楼楷田遺跡(志佐)
500年	古墳時代	鉄器文化が広まる	富の原遺跡(大村市)	
538年		最古の古墳出現		
710年		古墳の大型化	仁徳天皇陵(大阪府)	
713年	奈良時代	仏教の伝来		小嶋古墳群(御厨)
794年		平城に都をうつす		
1019年	平安時代	刀伊の賊が來襲		
1069年		松浦党祖源久がくる		梶谷城跡(今福)
1185年		松浦党平家に味方し		
		壇ノ浦に合戦す		刈萱城跡(星鹿)
1192年	鎌倉時代	源頼朝鎌倉幕府開く		楼楷田遺跡(志佐)
1274年		文永の役		
1281年	時	弘安の役	千人塚(勝本町)	千人塚(星鹿)
1333年		鎌倉幕府滅ぶ		

1. 県指定史跡 松浦党梶谷城跡

梶谷城かじやじょうは、今福町東免の標高196.7mの城山山頂にある。城は、松浦党の初祖みなもとひしゆ源久公みなもとひさしが築城したものと伝えられているが確証はない。築城年代は延久元年えんくうねん(1069)、嘉保2年かほうにねん(1095)、久安元年くあんねん(1145)などの諸説があつて一定していない。いずれにしても、松浦氏の初期の居城として平安時代末期に築城されたものと推定されている。江戸時代に著わされた松浦氏の家譜である『松浦家世伝』によると、延久元年源久なる人物が、摂津国渡辺莊(大阪府)より肥前国松浦郡志佐郷今福に下向し、宇野御厨檢校うのごしゅけんこうおよび檢非違使けんひたいしとなつたのが松浦一族の初祖であるとされている。梶谷城は、山頂部を楕円形状に削平して本丸とし、南側に一段高くなつた物見台の跡がある。本丸の北側には、西側の大手門から伸びた長さ18m、高さ5mの城壁がめぐらされている。大手門は石垣を樹型に配し、門の南にやぐら跡がみられる。城の西側を50m下ると、山際にそつて長さ200m、幅40mに館址ていかんがあり、石壁・石壘・門などが残っている。梶谷城は、中世城郭の典型的な形を示しており、松浦氏発展の跡を探るうえにきわめて重要であります。

指定年月日 昭和47年9月14日

所在地 今福町東免2288番地ほか

所有者 松浦市



2. 県指定史跡 文禄の役松浦家供養塔

今福町江迎市道の横に、文禄の役松浦家供養塔がある。文禄元年(1592)豊臣秀吉の朝鮮征伐に際して、今福松浦家第17世松浦丹後守定公は、伯父の平戸松浦鎮信公と共に3000余人小西行長軍に属して朝鮮に渡り、釜山・東莱・平壤に進撃する。文禄2年正月7日平壤においての戦いの時、鎮信公の陣破れたりと聞き、3000余騎の敵中へ部下の郎党40~50騎とともに打って出て、ともに討死する。この功績をたたえ、定公ほか家臣7名の名を刻んだ自然石の供養塔を中央に、右に定公の五輪塔、左に定公の祖父の松浦親公の無縫塔がある。供養塔には、「大明国到平安道討死 生年 松浦源二部春叟永芳 廿三 文禄二年正月七日 浦太郎源陵同内膳了照 河窪与衛門宗育 同源五郎春柳 大曲藤五郎道青 山口藤衛門 鴨川甚四郎」と刻まれている。高さ1.95m。

供養塔に刻まれている文禄の役に関する資料は、歴史的に価値の高いものである。また、定公の五輪塔は、文禄・慶長年間に建立されたものとしては、代表的なものであります。高さ1.5m。

指定年月日 昭和46年9月14日

所 在 地 今福町東免390番地

所 有 者 松 浦 規



3. 県指定有形文化財 善福寺鰐口

鰐口は、松浦党の初祖 源久公を祀る今宮神社の別当善福寺に松浦丹後龟童丸が正平10年(1355)に、上下諸人の円満を祈願して寄進したものである。鰐口は、均整のとれた形の銅製で、縁まわりに纏書きで陰刻銘文があり、「奉懸善福寺権現鰐口一口 大壇那丹後龟童丸合力上下諸人悉地圓満」「正平十年五月日院主權律師良鍊金剛敬白」と読める。鰐口は、神社や寺院の軒下に吊して、中央の撞座を叩いて打ち鳴らす道具で、金口とか打鐘などともいわれている。

鰐口のある善福寺は、真言宗で、山号は松豊山である。創建当時は、今福町寺上にあったが、明治42年(1909)に現在地に移っている。

善福寺の鰐口のような南北朝以前の在銘の鰐口は少なく、銘文の彫りも優れている。松浦党関係の金工品で、年号が明記してあるものでは最古であり、歴史的にも貴重な鰐口であります。面径30.5cm。総厚11.8cm。

指定年月日 昭和46年9月14日

所 在 地 今福町仏坂免910番地

所 有 者 善 福 寺



4. 県指定有形民俗文化財 庄野の六地蔵塔

志佐川河口の水田地帯にある石塔で、庄野の六地蔵塔しょうの ろくじぞうとうといふ。通常六地蔵と呼んでいるが、六地蔵形式多仏塔と呼んでいる。石塔は、宝珠・笠・龕・中台・竿よりなり、龕部に2段7仏、竿正面に「逆修」、裏側に「干時天正十四年吉月吉日、一会講衆」と陰刻し、2仏を3面に肉彫りしてある。松尾安房守の墓まつね やすふさのかみと伝えられているが、天正14年（1586）は安房守没後22年であり、供養塔であろう。

このような六地蔵塔は、室町から江戸時代初期にかけて、多く造られているが、この塔のように年号が記載され、かつ端正な仏像が刻まれているのは珍しい。地域の人々の信仰の対象として、今日まで保存継承されてきたものです。高さ1.5m。

指定年月日 昭和46年9月14日

所 在 地 志佐町庄野免字島田

所 有 者 志佐町庄野部落



5. 市指定有形文化財 王嶋神社の石壺・石板

志佐町庄野の氏神である王嶋神社に、滑石製石壺2点、石板2点がある。当神社の伝説によると、毎年壱岐より当神社に来て、この壺で酒を醸して、神に供えたとある。石壺のうちの1点には、器の外面に墨書きの文字（経文）が書かれている。経壺として作られたものと思われる。経壺は、中に経文を入れて教塚に埋めたもので、当石壺は、いつの時にか教塚から掘り出され、その後に酒壺として使用したものと思われる。

写真の石壺の高さ30cm、口径21cm、厚さ2.5cm。

現在、松浦市市民会館にて保管展示中です。

指定年月日 昭和47年3月31日

所 在 地 志佐町庄野免字小楠

所 有 者 王嶋神社



6. 市指定有形文化財 宛陵寺古文書

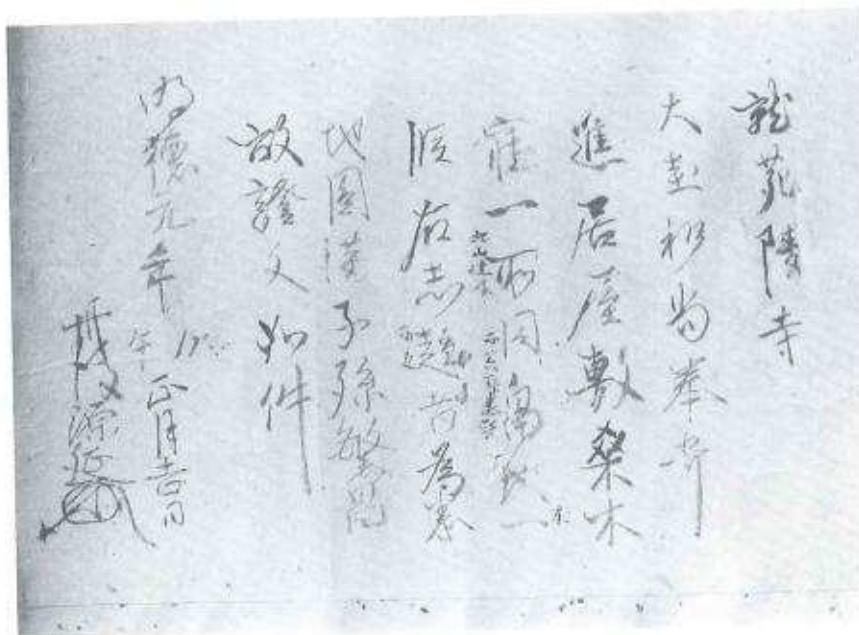
今福町仏坂免の曹洞宗海晏山宛陵寺には、古文書1巻が保管されている。紛失のおそれをなくすために1巻にまとめたもので、明徳元年(1390)松浦丹後守源延公から時の住職である大主和尚にあてた寺領の寄進をはじめ、応永12年(1405)、応永13年(1406)、応永14年(1407)、応永24年(1417)、応永31年(1424)、文明元年(1469)、天文13年(1544)のはかに江戸時代の文書6通があり、計20通がある。最後には松浦家の系図がある。

宛陵寺の開山については、源久公の菩提寺として創建されたものであるが、久公の死後早々に建てられたものではない。宛陵寺過去帳によると、応永13年(1406)丹後守源延公が佐賀玉林寺より大主和尚をまねいて開山すとなっているが、明徳元年の文書によれば、応永13年より以前の明徳元年にはすでに開山してあったものと思われ。過去帳よりも古く、宛陵寺開山の手がかりになるものあります。

指定年月日 昭和47年3月31日

所 在 所 今福町仏坂免958番地

所 有 者 宛陵寺



7. 市指定有形文化財 毘沙門天

毘沙門天は、志佐町横辺田公民館にある。木彫桧材で、右手に宝剣、左手に宝珠を持ち、甲冑を身につけ、邪鬼を踏ました武人像をしている。深く彫りこんだ胸部の鎧、それにゆるやかで、ゆったりした天衣を肩から背中にかけてまとい、すそは邪鬼にどといている。本来は極彩色であったが剥落し、ところどころにその面影を残している。邪鬼と台座は後の補修で、背中をはじめ各所に修理のあとがみられる。室町時代中期から後期にかけての作品と思われる。像高98cm。志佐城主志佐壱岐守純昌（純政）の死後（1564）キリスト教の邪氣をはらうため志佐城下の文殊堂（吉井町）に祀ってあった毘沙門天を文禄の役後、志佐領が平戸領に合併された後に、横辺田公民館がもらいうけています。

指定年月日 昭和49年6月27日

所 在 地 志佐町横辺田免横辺田公民館

所 有 者 志佐町横辺田部落



8. 市指定有形文化財 懸仏

日本在来の神は、もともと神像をもたなかつたが、仏教の流入とともに神仏習合の思想が進み、インドの本地仏が神として仮に姿を現わすという本地垂迹説の広まりとともに、垂迹美術が生まれてきた。垂迹美術には御正体、神像等がある。御正体には鏡像と懸仏がある。御正体とは、神の本体の意味である。懸仏は、鎌倉から室町時代にかけて多く見られ、県北一帯でも多数発見されている。

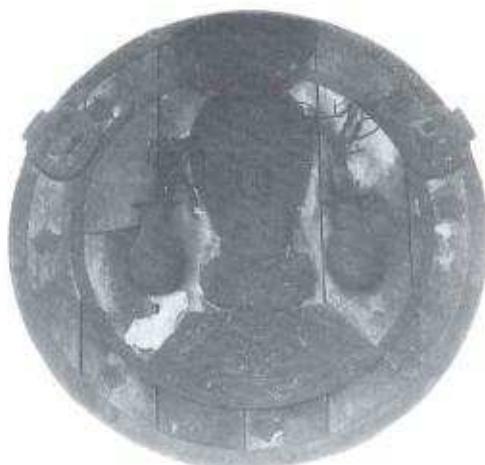
当懸仏は、木版の中央に阿弥陀如来坐像を、左右に花びんをそなえ、下方に波文を彫っている。外区に花形を飾り、両肩に獅噑の鏡座が取付けられている。裏面には縦書きで、「寛天文二年六月廿八日 大旦那源尚順 御子孫繁昌也 弓箭自在地 願主 神左衛門 敬白 快念律權持経時 (横書き)」と銘文が墨書きしてあり、天文4年(1535)に製作されている。径34cm。

この懸仏は、志佐町高野の本光寺に伝えられていたもので、明治の初めに廃寺となり、宮本家が引き取られ保存されたもので、市内の歴史資料としては貴重なものである。他に無銘の懸仏1面があります。

指定年月日 昭和49年6月27日

所 在 地 志佐町高野免60番地の2

所 有 者 宮本 一男



9. 市指定無形民俗文化財 星鹿じゃんがら

じゃんがらは、星鹿町の盆行事のひとつで、毎日8月15日に行われている。この行事は、疫病を退散させ、豊漁・農作を祈願するとともに、先祖の供養を目的とするものである。別名「轍さし」ともいわれている。星鹿浦部落が、西浦・神園・中北浦の3組にわかれ、それぞれ大轍、小轍をさし立てて星鹿公民館より出発し、掛け声を唱えながら浄土寺までの道ゆきを行う。途中千人塚にかかると「つんぼさま」の墓前で、小轍が「つんぼ つんぼ」と叫んで塚を打つ。そして浄土寺の境内では、小轍は大轍の周囲を、大轍は小轍の周囲を「ナーム ホーリ ホッポンシャ」と掛け声を唱えながら三度まわり、これを3回づつまわり、鏡内から町の方へ駆け出して終了する。大轍約15m。小轍2~5m。

じゃんがらの起源はわからないが、御厨じゃんがらの影響を受けたことは間違いない。しかし、御厨じゃんがらはすでに消滅している。御厨じゃんがらは、御厨城主三河守徳が憤死した北久保の「土肥端」で行われていた。

じゃんがらは、子供達約50人による行事で、雄壮活発なものであります。

指定年月日 昭和47年3月31日

所 在 地 星鹿町浦

所 有 者 星鹿町浦部落



10. 市指定無形民俗文化財 百手講

志佐町庄野部落の氏神である王鳩神社に古くから伝わる百手講は、市内でも歴史のある伝統行事のひとつです。毎年新春の1月8日庄野部落の人々が、庄野公民館に集まり、直径約50cmの的と、長さ150cmのイタビの木の弓と竹の矢を神前に供え、御祓いのあと、射手が狩衣・烏帽子姿に身を固め、約7m先の棧橋の的に向って矢を射る。矢が当たれば当たるほどその年は豊作になるといわれている。このあと、人々は同公民館に集まり酒宴を開き、相互の親睦を図るのが慣習となっている。

大宝律令（701年制定）によって「国郡里制」が施行された。これは50戸の集落をもって里制にした当時の行政制度で、家長の両手を集めると、ちょうど百本になるところから、集落の相談ごとや話し合いの場を称して「百手講」と呼ぶようになつたと伝えられている。

この百手講は、古くからの里制制度が今日まで継承されている例で、矢を射て五穀豊穣を祈願する長い伝統をもつ全国的にも珍しい行事であります。

指定年月日 昭和47年3月31日

所 在 地 志佐町庄野免

所 有 者 志佐町庄野部落



11. 有形文化財 宛陵寺天井絵

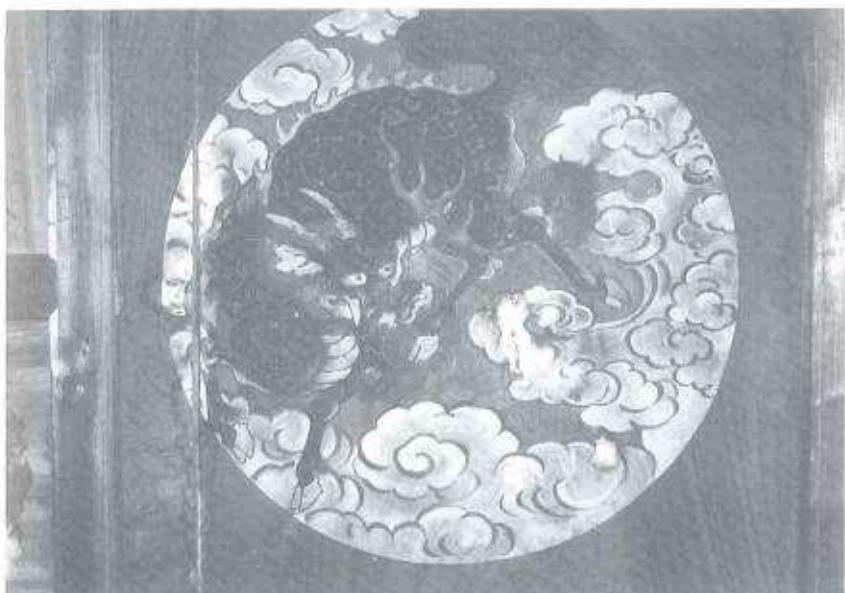
今福町の宛陵寺本堂の天井には、動物・植物の絵が極彩色豊かに描かれている。動物では、猪・亀・猿・鶴・牛など17枚。植物では、梅・紫陽花・百合・蓮・菊など70枚が描かれている。伝説では嘉永3年(1850)に片山口口という画家がかいたと伝えられているがさだかではない。西彼杵郡野母崎町脇岬の観音寺本堂には、長崎県指定の天井絵が150枚あり、いずれも花・草花が描かれています。

天井絵のある宛陵寺は、創建当時は今福町坂野免白木にあったが、昭和29年(1954)地すべりによる危険を防ぐため現在地に移転している。歴代今福松浦家の菩提所で、白木には供養塔も数多く残っています。

天井絵は動物学、植物学、美術史学上貴重な資料であります。

所在地 今福町仏坂免958番地

所有者 宛陵寺



12. 有形民俗文化財 人柱觀音供養塔

今福町に人柱^{ひとばしら}という地名が残っている。伝説による今からおよそ300年前には小学校の下から今福駅の奥まで海が入り込み潟となっていた。時の今福の領主丹後守松浦信貞公はこの干潟を埋め立てて新田を作ろうと思われ、家臣の田代近松^{ちだちかまつ}という人物がこの工事監督に当った。工事は海潮に侵され、堤防を築いても壊れてしまう難工事であった。そこで「人身供養して海神に捧げれば堤防工事は完成するが、そのために袴に横ぎれをあてた者を犠牲者とする。」と田代氏が提案し、住民もしたがった。^{はた}袴に横ぎれをあてた者は田代氏のみであり、田代氏は生きたままの身体を白犬と共に堤防に埋められた。田代氏の人身御供の犠牲により堤防も完成し埋め立て工事も竣工した。この埋め立ての犠牲となり、悲惨な最後をとけた田代氏および白犬の靈をなくさめんと、三重の觀音塔を建ててその冥福を祈っている。觀音塔は砂岩製で、宝珠・笠・龕・中台・竿よりなり、龕部は、笠をはさんで上下中下3段に別れ、各11体の觀音像が刻まれている。塔のそばには白犬の碑も建っています。高さ2.1m。

所 在 地 今福町東免字野々田



13. 史跡 松園屋敷

調川町上免の小残丘の標高171mの地点に松園屋敷と呼ばれる古城がある。城は小残丘の頂部を東西30m、南北40mに渡って削平し、周囲に土塁を築いて本丸としている。その外周には深い空堀がめぐらされており、小規模な城構えを示している。また、西側約21m下には館址がある。『青方文書』の永徳4年（元中元年、1384）の松浦党一揆契諾状に「つきのかわ園防守統」なる人物がいたことがわかる。また、『青方文書』の嘉慶2年（元中5年、1388）には「調河熊房丸」なる人物も見える。この城が果たして調川氏の居城であったのか、あるいは松園屋敷の名称の通り松園氏の居城であったのかは明らかではない。ただ当地における伝承によれば、天文11年（1542）平戸松浦氏が飯盛城攻撃に先立ち相神浦松浦氏の所領である梶谷城を攻撃した。その際に松園氏も攻撃して「原」「牟田」で合戦を行ったとのことである。近くに松園休己の墓が残っている。以上のように松園屋敷に関する資料はきわめて乏しく、城をめぐる歴史については充分明らかではない。しかし、遺構は良好な状態で残っています。

所 在 地 調川町上免字里



14. 有形民俗文化財 宮司の六地蔵塔

調川町上免の天満神社の南側、宮司溜池のそばに所在している。石塔は、宝珠・笠・龕・中台・竿より成り、龕部は1石2段作りで、中台付き2石積み合わせで合計33体の仏が刻まれている。竿は2段組で、正面と裏面に「逆修」の文字が、また、裏側に「天正八年十一月□日」と陰刻されている。

六地蔵塔は、寺院境内・墓地参道のほか、部落の神社などに造立されており、人間の死後、冥土への導き地蔵としての性格を強めている。近年では交通事故の現場に一体の地蔵菩薩が造立され、事故犠牲者への供養のほか、事故の再発防止を願い、身がわり地蔵として造立されています。

日本で最も古い六地蔵塔は鎌倉時代末のものであるが、一般に多いのは室町時代末の戦乱が続く頃に造られている。松浦市内の40体のうち年号が明記されているものではこの六地蔵塔が最も古く、天正8年は1580年にあたる。高さ2.5m。

所 在 地 調川町上免字宮司



15. 史跡 皿山窯址

志佐町北西部を北流する悪太郎川河口より約800m上流の右岸に皿山窯址が位置する。昭和56年工業用水ダム建設計画に伴う発掘調査が、駒沢大学によって実施されました。調査の結果、窯の構造は階段上に五つの部屋に分かれ、細長い扇形をした五連房式^{ねんぱうしき}登窯であることが確認されました。窯は、全長18m・最大幅5.6mあり、最も下の部屋の燃焼室の谷側には火をつけるたきおこしが、その上部に焼成室が5段構築されています。最上部の第5焼成室の山側には煙出しがあります。各焼成室は、まきを投げこむ火床と、製品を並べて焼く砂床とに分かれ、火床の右側には出入口があります。また、第2・第3の焼成室の右側では色見穴も確認できました。窯からの出土品は、磁器と磁器を作る上で必要な窯道具があり、磁器のほとんどは染付で、笹・野草の植物の絵・網目などの文様をもつ茶磁が多く、窯道具ではトチン・ハマ・ナンキンが2,812個ありました。

皿山窯址は、江戸時代の磁器生産の解明を進める上で、また、現代窯業との結びつきを考える上でも貴重な窯址といえます。

所 在 地 志佐町白浜免1036番地

所 有 者 武永 敏美



16. 史跡 陣ノ内城跡

志佐氏の菩提寺である志佐町寿昌寺の境内が陣ノ内城跡の中心で、標高約10mの段丘上にある。現在寿昌寺の本堂・庫裏・庭園となっており、遺構の大部分は失われている。しかし、段丘壁を利用した城壁は南北に長く、半円状に本丸部分を取り巻いている。城壁の高さは5~6mあり、かつては志佐川河口の入江がこの城壁まで達していたとみられ、城壁の南西端に船寄場の石垣が残っている。本丸北西の外縁には断続的に100mほど土塁が残っており、南側には幅10m、長さ80mの空堀があり、舌状の段丘を途中から分断している。この空堀はかつては東側へも延びていたと思われるが、現在は県道となっている。

陣ノ内城については、延徳年間(1489~1492)の平戸・田平合戦に関連して『壺陽録』に初めて出てくる。平戸松浦弘定と兄の田平峯昌との抗争で、数度の攻防ののち昌の嫡子太郎を弘定の養子として和睦となっている。このあと昌は名を純本と改め志佐家を相続し、次男純次に譲って陣ノ内に住まわせている。この結果、志佐氏を相続した志佐純次は志佐氏の本城直谷城主も兼ねることになった。純本以前の陣ノ内城については史料に乏しく不明な点が多いが、陣ノ内城の原形は14世紀頃にはすでに形成されていたと思われます。

所 在 地 志佐町里免293番地ほか

所 有 者 寿 昌 寺ほか



17. 史跡 横楷田遺跡

横楷田遺跡は、志佐町白浜免の伊万里湾に面した海岸段丘の先端部標高7mから16mを測る地に拡がっている。同遺跡は、松浦火力建設所の建設予定地にあるため、昭和57年から昭和59年にかけて発掘調査が実施された。6500m²の範囲内からは33000点にも及ぶ遺物が発見され、旧石器時代から縄文時代、弥生時代のほか、中世の遺構・遺物が主体を占め、原始から中世に至る複合遺跡であることが明らかになった。特に注目されるのが中世の時期の遺物が多いことである。旧石器時代のナイフ形石器・台形石器・細石刃核、縄文時代の土器・石鏃・石斧・石錘・玉・石匙・石皿・砥石・磨石など、弥生時代の土器・石斧などがある。中世では、中国産の白磁・青磁・青白磁・陶器・銅錢、朝鮮産の陶器など、国内産では、土器（内黒土器・土師器・瓦器・甕・東播系須恵質土器）、滑石製石鍤・石鍋・バレン状滑石製品・土鍤・鉄製品などが出土している。遺構では、縄文時代の炉址、中世の全長130mの石敷道路状遺構・集石墓6基・土壙1基・柱穴群がある。近世では、土壙4基・墓址8基がある。横楷田遺跡は、中世の松浦地方の歴史を解明する上で貴重な遺跡であり、中世史研究の基準資料を提供しています。

所在地 志佐町白浜免字日前、横楷田

所有者 電源開発株式会社



18. 史跡 柏ノ木遺跡

志佐町の中央を流れる志佐川の河口より約2km上流の左岸の段丘の水田部に柏ノ木遺跡がある。昭和45年に水田区画工事中に斂棺2基が発見され、3月に発掘調査を行い、弥生時代の埋葬遺跡であることが確認された。検出された遺構には、斂棺墓3基、石棺墓3基がある。副葬品には、1号斂棺に管玉、2号石棺に中国製青銅鏡片・管玉・ガラス製ビーズ玉があった。

当青銅鏡は、中国後漢時代（西暦25年～220年）に鋳造された内行花文鏡であり、鏡を墓におさめる風習は福岡・佐賀県に集中し、対馬・壱岐・山口にも見られますが、このような入手が困難で、かつ貨重な鏡が松浦地方から出土したことは、当時相当権力をもった有力な統率者（王）がいたことが考えられます。青銅鏡の出土は、長崎県の本島部では最初であり、北部九州の弥生文化と密接なかかわりをもち、朝鮮半島にも近い日本の玄関の一部であった。また、中国の古書にありわれる「まつら」地方の一部であったとも考えられ、弥生文化を解明する上に非常に重要な遺跡であります。

所 在 地 志佐町柏ノ木免字小久保



19. 有形民俗文化財

高野の六地蔵塔

志佐町高野免の妙見神社のすぐ横に、この六地蔵塔がある。石塔は、宝珠・笠・簾・中台・竿よりなり、龕部は、中台をはさんで上下2段の各2段で、4列に各12仏の計48仏が肉彫りしてある。竿の上部4面に2仏ずつの彫刻があり、下に「干時天正十□年十一月吉日」、右に「逆修」の文字が正面に陰刻してある。上の中台に紋様がめぐされている。棍の葉であろうか。庄野の六地蔵と同じく、彫りも密であり価値ある資料のひとつである。建立年は天正12年（1584）か天正13年（1585）と思われます。高さ2.7m。

所 在 地 志佐町高野免字堤田



20. 史跡 小嶋古墳群

御厨町大崎海水浴場入口付近に小さな丘がある。かつては入江に浮かぶ小島であったが、天保14年（1843）田代村の前田平次郎なる人物が、3ヶ年を要して小島新田4町歩（約4ha）を開いてからは、小島新田の一角に残る丘になっている。島の最高部の標高約6mの地点に薬師堂が祀られており、左側には昭和34年（1959）に建立された新田の記念碑がある。古墳は境内に2基、西側約1m下がった地点に1基の3基を確認している。しかし、封土・天井石もなく扁平な板状石で築かれた石室が残っているにすぎない。薬師堂口側の石室が最も大きく3.5m×3mほどある。かつての天井石と思われる石材が、南側の庚申塔・觀世音供養塔として利用されている。古墳群に接近して、小嶋遺跡が所在する。出土品に縄文時代中期の阿高式土器、石鎌、石斧、玉など多数が出土している。

松浦市教育委員会では、昭和62年度に、この小嶋古墳群の発掘調査を計画しています。

所 在 地 御厨町大崎免908番地ほか

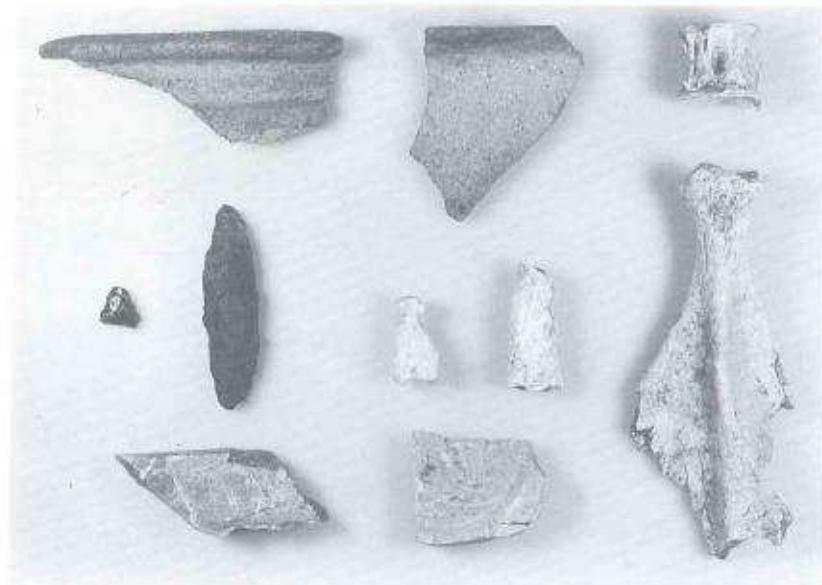
所 有 者 御厨町大崎部落



21. 史跡 池田遺跡

池田遺跡は、御厨の海岸から30mほど高くなった丘陵上の畠地に広がっている。附近には広範囲にわたって土器片・貝殻・石器片が散布している。大正14年前田毅氏によって発見されており、御厨貝塚として『人類学雑誌』に報告されている。昭和25年には、京都大学平戸学術調査団によって小規模ながら発掘調査が行われ、地表下約60cmの所に堆積する紅色粘土の地盤の上に黒色有機質の厚さ約15cmの包含層が明確な線で走っているのが確認されている。昭和38年松浦市社会科教育研究会による『松浦郷土誌』によれば、畠地の中央部に当る所から箱式石棺を発掘している。この石棺は、地表下52cmの所にあり、厚さ10cm～8cmの砂岩を利用し、幅40cm、長さ120cmの長方形を呈していた。副葬品及び人骨は発見されていない。現在までに採集されている遺物には、縄文時代前期の曾畠式土器、後期の土器、石器では、石鉄・石斧など。弥生時代の前期・中期の土器。歴史時代の滑石製石鍋、青磁・白磁などが出土しており、縄文時代前期から弥生・歴史時代にわたる生活址として、この地域における注目すべき遺跡のひとつであり、今後、十分な調査が望まれる遺跡であります。

所 在 地 御厨町池田免字田崎ほか



22. 史跡 千人塚

星鹿町岳崎免の標高約40mの丘陵上に千人塚が6ヶ所ほど残っている。鎌倉時代中頃、文永11年（1274）10月蒙古・高麗連合軍4万人が900余隻の戦艦に分乗して対馬に来襲し、ついで壱岐や平戸・鷹島などの松浦沿岸を荒らし回り、この地方の住民を捕え、博多に上陸して小式・大友両鎮西奉行指揮下の御家人と激戦を展開している。この戦いにおける松浦党の働きを記述した具体的な史料は少ない。『八幡愚童記』には、「16日17日 平戸・能古・鷹島辺の男女多く捕らる 松浦党敗北す」とある。弘安4年（1281）には2度目の元軍が来襲した。元のフビライは遠征軍14万人、戦艦4400隻を東路軍・江南軍に分けて侵攻させた。東路軍は5月、対馬・壱岐を侵し、博多に上陸を試みたが失敗し、一時鷹島・壱岐へと移動し、江南軍の先発隊と合流して壱岐を襲撃し、その後江南軍の主力と合流するため鷹島・平戸付近に集結していた。ところが7月1日夜中より大暴風雨となり、戦艦が転覆するなど大半は自滅した。かろうじて鷹島・星鹿などに上がった元軍の一部は追撃戦にあった。死屍海に漂い大いに困ったので死者を手厚く葬り供養をしている。現在は畑に開墾されて塚も少なくなっている。丘陵上の畠地の一角では自然石の石小積に桃山～江戸初期にかけての五輪塔・宝篋印塔がある。

所 在 地 星鹿町岳崎免字大堂ほか



23. 史跡 剣薙城跡

星鹿半島の先端部東側には標高125mの星鹿城山がある。城山はトロイア式火山で、山頂部には剣薙城がある。剣薙城に関する資料は極めて乏しいが、『肥前記』その他によれば、源頼朝から下向を命ぜられた加藤左衛門重氏という人物が建久2年(1191)に築城したといわれているが信憑性はうすい。現在は戦時中の防空砲台を築くため、さらには近年の公園化などのたびかさなる造成によって遺構の大部分は失われている。わずかに本丸の輪郭を残すのみとなっている。また、石童丸の伝説の地でもある。

重氏と千里姫との間に石童丸が生まれ幸福な日々を送っていた。重氏の正妻が腰元に「侍に命じて千里を殺せ」と命じたが、腰元は千里姫の身代わりとなって床に伏し、侍の刃に殺された。重氏はこの有様を知り世の無常を感じ高野山に入った。石童丸は成長し、父に会いたいと申すので千里姫とともに父に会いに高野山めざし旅立った。高野山は女人禁制で石童丸ひとり登り、父である重氏に巡り会えたが重氏は親子の名乗りをすることなく、父子ともども高野山にて一生を送ったという悲話を持った伝説が残っています。

所在地 星鹿町岳崎免2283番地ほか

所有者 松浦市



24. 有形文化財 姫神社大般若經

星鹿町の姫神社に大般若波羅蜜多經600巻が2箱に収められている。大般若經は、般若の空を説く諸經を集大成したものである。天文12年(1543)に始まる平戸松浦隆信と相神浦飯盛城主松浦親との合戦は松浦氏の主導権をめぐる合戦で、飯盛城をめぐる争いは天文12年から永禄9年(1566)までの23年間にわたっている。このような状況下において、松浦隆信・鎮信公が飯盛城攻めの戦勝祈願のため永禄8年(1565)に当神社に大般若經600巻を奉納したものである。『平戸藩史考』によると、鎌倉執権北条時頼公筆のものがあり、年号に寛喜元年(1229)10月10日と記したものがあると書かれている。明治23年に明治天皇天覧に供している。577巻能断金剛分序、578巻理趣教序はわが国でも数少ないものといわれています。

所在地 星鹿町北久保免字宮崎
所有者 姫神社

大般若經卷九會能斷金剛分序
窟尋浩汗其源者必於靈恵之諸紛亂其事
者自動齋冥之觀况冲照倬在逸韻遐舉塊
真附體幻玄互撲根大師於初會草小成於
後心蓄靈瀛福信哉宜矣故其義用詔譽
間三殊其標卽理情鑒而如畫其致窮非想
以布想加不潛之大勸攝衆度以攝度勵无
行之虧復續作微因拾遺宣示説未盡信異
隨風汎聲響而不住忘法身於相好實可如來
淨銅土於後塵誰為世夢河沙數劫多之多而
山王比非人之大身法性絕言謂有說而便誇
善提誰取知无授而乃咸皆斯以佛號毀津
剪崩心迷實觸類而水擇法緣情而必盡
然金剛之銳備二物之可銷封降之猛堆一
念其无量鉢迦葉凡故學言微約理好剝精
密意多達前聖由之吾論後賢其所
鑿足直有極限且實無見重渴懶略云米
前後丘嶺无新无故金剛愈顯然淨養所存則
爲有佛故愛持之迹其驗若神傳之物聯以
如別錄今其制湯石邊刻九個墨識等處

25. 松浦市内の遺跡

松浦市内には、昔の人間や人間集団が生活していたあとが数多く残されています。これらがある場所を遺跡といいます。遺跡には、遺構と遺物があります。遺構とは、人間が大地に手を加えてきずいたり、つくったりしたもので、その場所を動かすことができないものです。遺物とは、昔の人間が自然物に手を加えて製作したり、人間の行動のあとを残したもので、その場所を動かしてもさしつかえのない人工物をいいます。これらを研究する学問に考古学があります。考古学とは、昔の人間が残した遺跡・遺物によって人類の歴史を実証的に研究する学問です。考古学であつかう昔は、人類が地球上に現われてから現代までのすべての時代にわたります。考古学の目的は、遺跡・遺物をつくり出した人々の特徴や関係をとらえ、人間の歴史を科学的に理解することで、人間はどこから来てどこへ行こうとしているのか、人間とは何なのかを知り、人類の未来への発展の道を考える根本的な問題に役立つ、現代に必要な学問であります。

こんな中で松浦市内における考古学的調査は、古くは明治16年（1883）の志佐町淀姫神社内発見の石棺の報告例が最初でした。次いで大正14年（1925）前田毅氏による肥前御厨貝塚の発見報告があつて、その後昭和25年（1950）には京都大学平戸学術調査団による長崎県北部地域の総合的な調査がなされ、そのおり前述の御厨貝塚（池田下遺跡で報告）で小規模ながら発掘調査が実施されています。また、同報告には星鹿町姫神社遺跡の採集資料も紹介されている。昭和41年（1966）には姫神社遺跡がアメリカ・ウィスコンシン大学と日本人学者による日米共同調査が実施されています。昭和46年（1971）には志佐町栢ノ木遺跡の発掘調査が行われ、弥生時代の壺棺・石棺墓が検出されている。昭和50年代後半に至っては各地で発掘調査が行われています。まず昭和56年（1981）に志佐町皿山窯址、今福町万場遺跡の調査があり、昭和57年（1982）に星鹿町佐世保崎遺跡の調査、昭和58年（1983）に星鹿町牟田池上遺跡の調査、昭和57年～59年（1982～1984）にかけての志佐町櫻楷田遺跡の調査、昭和61年（1986）の志佐町宮ノ下り遺跡の発掘調査が実施されました。これらの発掘調査は、開発の結果として遺跡のある土地を破壊して遺跡の調査を生ぜしめ、こうして得られた資料が皮肉にも市内の歴史を解明しようとするものであります。

松浦市内には現在まで81ヶ所の遺跡が知られています。この中ではひとつの遺跡で時代が複合する例もあります。出土資料・表採資料による遺跡数は、旧石器

時代26ヶ所、縄文時代48ヶ所、弥生時代7ヶ所、古墳時代7ヶ所、そして歴史時代16ヶ所となっています。その分布を眺めてみると、星鹿半島にみられるように海岸に近い丘陵台地。南部の石盛山(425m)大阪山(456m)法知岳(335m)などからの湧水を利用した溜池に近接する地域。志佐川流域の3地区に集中している。

最も古い時代は旧石器時代であり、特にナイフ形石器・台形石器などが採集された今福町万場遺跡、ナイフ形石器・台形石器・尖頭器など採集された志佐町明賀谷遺跡が代表的な遺跡です。これらは黒曜石という石を加工してものを切ったり、削ったり、突いたりする石器です。旧石器時代の終末期に細石器文化があり、細石器とは木や骨にうめ込んで使用する微細な石器で、組み合わせて使用する道具で、黒曜石製石刃を利用した細石刃核と呼ばれる石器が採集された志佐町辻ノ尾遺跡があげられます。

つぎの縄文時代とは、土器を使用し始めた時から弥生時代が成立するまでの間の時代で、「縄文」とは表面に縄目の文様の土器をもつことからています。煮沸用の土器の発明、弓矢の使用による狩猟法の改良は縄文人の食生活を拡大し、前の時代より生活は安定したようです。数千年続いたこの時代は、土器の文様や形態から草創期・早期・前期・中期・後期・晩期の6時期に区分されています。草創期の世界最古の土器が出土した佐世保市泉福寺洞穴、吉井町福井洞穴などの最古の土器群は現在まで発見されていません。早期には棒状のものに格円形や山形の波状を彫刻し、それをころがして文様をつけた土器に特徴をもつ押型文土器が調川町湯ノ谷遺跡から出土しています。前期の時期には曾畠式土器があり、器面に沈線で幾何学文様を描いた土器で、胎土に多量の滑石粉が混入されています。この曾畠式土器が、星鹿町姫神社遺跡から多数出土しています。中期は縄文文化の最盛期で、火焰土器などにみられるように立体的な装飾が主になり、形も文様も複雑に作られた阿高式土器があります。この土器も胎土に滑石を混入し、大きな粒状の点や深い線などで文様が施されており、星鹿町姫神社遺跡・志佐町棱槻田遺跡から出土しています。後・晩期には気候の変化により全国的に遺跡数が減少しています。御厨町池田遺跡(御厨貝塚・池田下)からこの時期の土器がわずかに出土しています。

つぎの弥生時代とは、東京都弥生町から出土した土器を基準として、この土器が使用された時代を弥生時代と呼んでおり、今からおよそ2200~1600年前までの約600年間続いています。この時代は大陸から稲作・青銅器・鉄器が伝わり、た

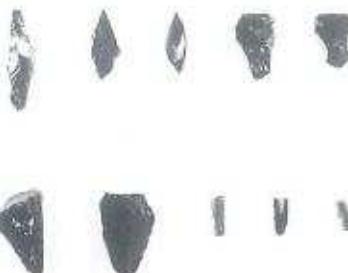
くさんの住居が集まって集落を形成します。米を主食とする日本文化の原像ができるあがる時代で、国としてのまとまりが形成される時期です。志佐町柏ノ木遺跡から甕棺3基、石棺3基が検出されています。副葬品として2号石棺墓から中国製内行花文鏡・管玉・ガラス製ビーズ玉が出土している。邪馬台國が問題になるのはこの時期です。

古墳時代は、縄文・弥生時代が当時使用した土器を基準にして区分されているのに対して、高く盛土をした塚の中に棺を納める室をもつ墓が出現する時代で、今からおよそ1700年—1300年前の約400年間続いています。この時代は豪族と呼ばれる人々が現われ、一般民衆の墓と異なる古墳の造営を行っています。古墳はそこに葬られた人の社会的・地域的地位をあらわすものとなります。御厨町小嶋には3基の古墳があります。しかし、封土・天井石も無く扁平な板状石で築かれた石室が残っているのみです。土器には土師器と須恵器があり、土師器は素焼きの赤色をしており須恵器は登窯によって高温で焼く灰色の土器で、この須恵器が星鹿町姫神社遺跡、御厨町小嶋遺跡から出土しています。

古墳時代が終わり歴史時代に入ると、1069年源久なる人物が摂津国渡辺荘より肥前国松浦郡志佐郷今福に下向し、その頃に梶谷城を築いている。この後松浦地方を中心として松浦党と呼ばれる集団を形成していきます。1274年・1281年には元軍（元寇）が松浦地方を襲撃しています。この戦いにも松浦党の御家人たちが出ています。松浦党の勢力が広がるにつれて、各地で当地住居地と見られる場所より中国製陶磁器が採集されています。大部分が青磁・白磁であり、私貿易で輸入されたと考えられており、志佐町宮ノ下り遺跡、御厨町池田遺跡から出土しています。志佐町楼楷田遺跡からは掘立柱^{ほりたてばしら}・柱穴群^{ちゆうあなぐん}・石敷道路状遺構^{せきふれうじょう}・墓埴群^{ぼいぐん}・鍛冶^{かじ}址などが検出されており、中国製陶磁器も多数出土しています。

江戸時代の遺跡としては、焼き物の窯址として志佐町皿山窯址があげられます。
以上、松浦市内の遺跡を紹介しましたが、まだ全貌が知られていない遺跡も多くあります。いま、山を削り、田畑を埋めての宅地造成や道路建設などの各種の開発で、多くの遺跡が消滅し、また、中・近世の文化遺産も都市化の波に洗い去られようとしています。私たちは今一度、自然との調和を保ちながら生きてきた祖先たちの生活を振りかえって、将来への正しい道を歩まねばならないのではないかのでしょうか。

旧石器時代の遺物



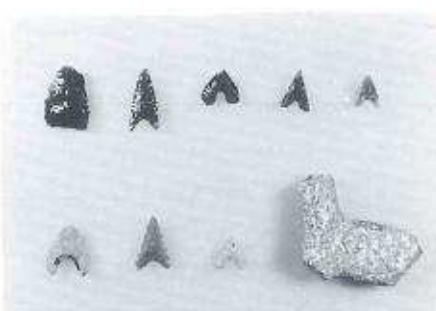
ナイフ形石器	3点
台形石器	2点
細石刃核	2点
細石刃	3点

縄文時代の遺物



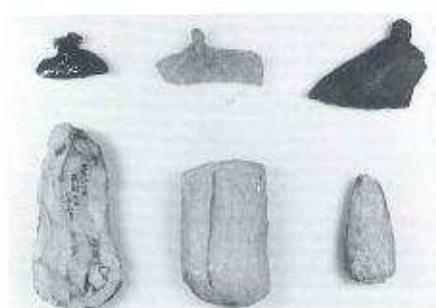
前期の曾畠式土器	3点
中期の阿高式土器	2点
有孔土製品	1点

縄文時代の遺物



黒曜石製石鉈	5点
安山岩製石鉈	3点
雲母片岩製十字形石器	1点

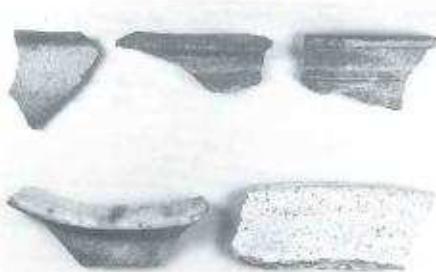
縄文時代の遺物



石匙	3点
石斧	3点

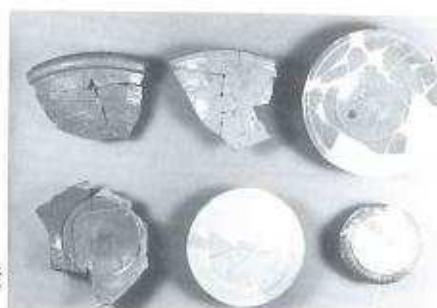
弥生時代の遺物

弥生式土器 5点



鎌倉時代の遺物(中国・福建省産)

白磁碗(口)	2点
白磁碗(底)	1点
白磁皿	1点
白磁合子(蓋)	1点
青白磁合子(身)	1点 江西省産



鎌倉時代の遺物(中国・浙江省産)

龍泉窯系青磁碗	5点
龍泉窯系青磁皿	1点

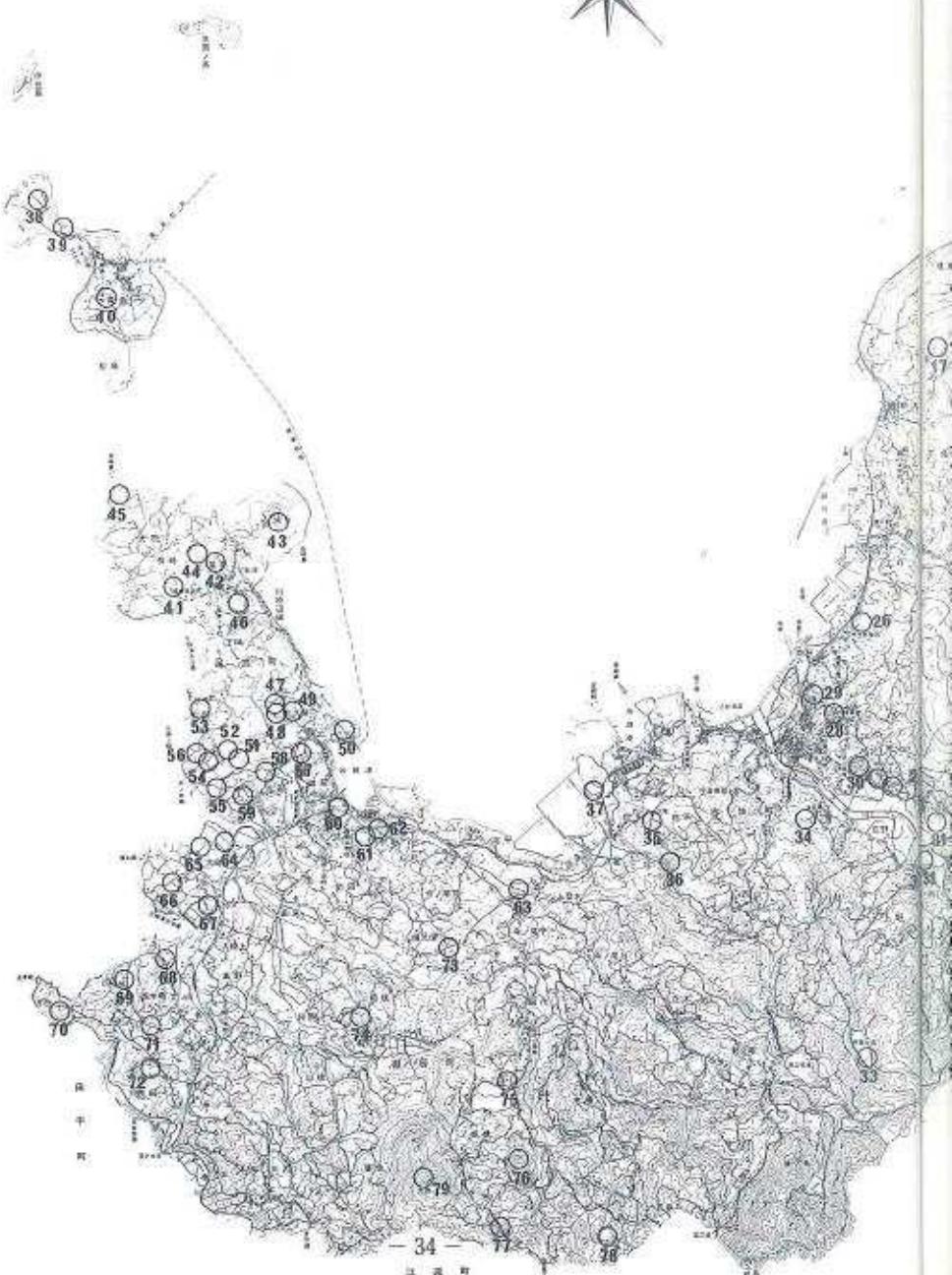


鎌倉時代の遺物(中国・福建省産)

同安窯系青磁碗	3点
同安窯系青磁皿	2点



26. 松浦市遺跡地図





3 km

27. 松浦市遺跡一覧表

No.	名 称	時 期	出 土 器 物	No.	名 称	時 期	出 土 器 物
1	梶谷城跡 平安末~ 安治川			42	千人塚 鎌倉		
2	城山山腹道路 鏡 文		石器、銅片	43	利塙城跡 鎌倉		
3	万塔道跡 鏡 文		ナイフ形石器、台形石器、石刀 骨、石器	44	大堂遺跡 旧石器	細石器	
4	苦竹が浜道路 古 墳		鉄器、銅片	45	津崎遺跡 鏡 文		石器、銅片
5	山川遺跡 鏡 文		石器、銅片	46	F田遺跡 旧石器一 支	石器、骨	ナイフ形石器、黒曜石原石
6	長尾池遺跡 鏡 文		石器、銅片	47	北久保A遺跡 鏡 文		石器、銅片
7	深田代池遺跡 鏡 文		銅片	48	北久保C遺跡 鏡 文		銅片
8	椎木谷遺跡 旧石器一 支		台形石器、銅片	49	北久保D遺跡 鏡 文		石器、黒曜石原石
9	牟田池遺跡 旧石器一 支		ナイフ形石器、石器、銅片	50	諏訪社遺跡 旧石器一 支	古墳	ナイフ形石器、鏡文式土器、石 器、石穿、弥生式土器、須恵器
10	葛籠遺跡 鏡 文		石器、銅片	51	北久保経塚 鏡 文		
11	湯ノ谷遺跡 旧石器一 支		ナイフ形石器、鏡文式土器、石 器	52	牛田泡上遺跡 鏡 文		石器、黒曜石原石
12	柳池遺跡 鏡 文		ナイフ形石器、銅片	53	牛田遺跡 旧石器	古 墓	ナイフ形石器、台形石器、雜石 器
13	南久保遺跡 鏡 文		銅片	54	佐世保崎遺跡 旧石器		ナイフ形石器、台形石器、黑曜 石原石
14	植川遺跡 鏡 文		銅片	55	口ノ崎遺跡 旧石器		ナイフ形石器
15	松瀬屋敷 町			56	女瀬ノ崎遺跡 旧石器		ナイフ形石器、台形石器
16	大塔遺跡 旧石器		ナイフ形石器	57	池田遺跡 平 安		神文式土器、弥生式土器、石 器、石穿
17	平尾遺跡 旧石器		台形石器	58	長崎坊遺跡 旧石器		ナイフ形石器、黒曜石原石
18	川頭池遺跡 鏡 文		ナイフ形石器、台形石器、石器	59	中ノ崎道路 旧石器		ナイフ形石器、黒曜石原石
19	石巣山古墳 古 墳			60	御厨城跡 空 町		
20	鶴頂池遺跡 鏡 文		石器、銅片	61	御厨芭蕉 室 町		
21	柳原池遺跡 鏡 文		銅器、銅片	62	中野道路 旧石器		ナイフ形石器、台形石器、細劍 刀形石器
22	黒岩岩陰遺跡 鏡 文		神文式土器	63	寺ノ尾遺跡 旧石器一 支		ナイフ形石器、台形石器、石器
23	モウテ池遺跡 鏡 文		石器、銅片	64	水尻A道路 鏡 文		墨翠石原石
24	矢種池遺跡 鏡 文		石器、銅片	65	水尻B遺跡 鏡 文		ナイフ形石器、石斧
25	池成池遺跡 鏡 文		銅片	66	柴川遺跡 鏡 文		銅片、黒曜石原石
26	寺田遺跡 旧石器一 支		細石器	67	小鳴古墳群 古 墳		
27	久保園遺跡 鏡 文		銅片	68	下谷道路 鏡 文		銅片
28	辻ノ尾遺跡 旧石器一 支		ナイフ形石器、古銅石器、細石 器	69	田中遺跡 鏡 文		銅片
29	淀姫神社遺跡 古 墳		鐵片	70	波津崎遺跡 旧石器		ナイフ形石器、銅片
30	陣ノ内城跡 (志 緋 城)	空 町	土師器	71	田口高野遺跡 鏡 文		石器、銅片
31	稻ノ木遺跡 弥 生	一木上	内野花文鏡、管玉、ガラス製ビ ーク	72	西木場遺跡 鏡 文		銅片
32	塙山古墳 古 墳			73	横久保遺跡 鏡 文		銅片、弥生式土器
33	明賀谷遺跡 鏡 文		旧石器一 支	74	城ノ越城跡 鏡 文		銅片、石斧、銅片
34	王鳴遺跡 平 安		石板、石器	75	出川遺跡 鏡 文		石斧、銅片
35	大堤遺跡 鏡 文		石器、銅片	76	板橋塚 平 安		
36	田山遺跡 江 口		トナン・ハマ・姫葬	77	板橋塚遺跡 旧石器一 支		ナイフ形石器、石器、銅片
37	櫻井田遺跡 旧石器一 支		ナイフ形石器、鏡文式土器、石器 骨穿、白陶、古器、土燒器、瓦器	78	アカニテ池遺跡 旧石器一 支		ナイフ形石器、銅片
38	段ノ上遺跡 鏡 文		ナイフ形石器、台形石器	79	大岳遺跡 平 安		
39	一町田遺跡 古 墳		銅片、弥生式土器、須恵器	80	中ノ浦遺跡 中 世		弥生式土器、白陶、青磁
40	青島遺跡 鏡 文		ナイフ形石器	81	宮ノ下り遺跡 中 世		ナイフ形石器、石器、青磁
41	大石遺跡 鏡 文		ナイフ形石器、角錐狀石器、石 刀				

28. 文化財のあらまし

「文化財保護法」という法律をご存じでしょうか。文化財という言葉が広く使用されるようになったのはこの法律が昭和25年に制定されてからです。この法律の第1・3・4条には、「法律の目的」・「政府及び地方公共団体の任務」・「国民、所有者等の心構え」が記されています。文化財の保護は、単に政府あるいは地方公共団体だけでできるものではなく、市民の文化財保護の正しい認識と協力が必要です。文化財の保護とは、有形・無形の文化財の指定や保護のみではなく、保存後の公開・活用・普及・啓蒙・保護思想の育成といった広い意味が求められています。その責務は政府及び地方公共団体に課せられています。共有財産としての文化財を真に保護してゆくためには、市民の皆さん一人一人が、その重要性を認識され、その保護に努めていただくことが大切なことです。

文化財とは、文化的財産ということですが、これには建造物、考古資料のような形のあるもの、芸能や工芸技術のようにわざによって伝わってきたもの、また、衣食住のような慣習やその用具も含まれます。文化財保護法では、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物に分けて保護の対象としています。また、埋蔵文化財という分野についても規定されています。

以上のこととを表にすると次のようにになります。



29. 松浦市文化財保護条例

昭和45年3月25日

条例第18号

改正 昭和51年3月30日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第98条第2項の規定に基き、松浦市（以下「市」という。）の区域内に存する文化財で重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって郷土文化の向上に資することを目的とする。

(文化財の定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、市にとって歴史上または芸術上価値の高いもの及び考古資料（以下「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他無形の文化的所産で市にとって歴史上または芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事に関する風俗習慣及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗資料」という。）
- (4) 貝づか、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で市にとって歴史上または、学術上価値の高いもの、橋りょう、山岳、海浜その他の名勝地で芸術上または観賞上価値の高いものならびに動物植物及び地質鉱物で市にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第3条 教育委員会は、この条例の執行に当っては、関係者の所有権その他財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整をしなければならない。

(指定)

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財で重要なものを、松浦市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするときは、教育委員会はあらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。
(所有者または権原に基づく占有者が判明しない場合はこの限りでない。) ただし、無形文化財を指定しようとするときは、保持者を認定しなければならない。民俗資料の指定についてもまたこの規定を準用する。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該文化財の所有者、権原に基づく占有者及び保持者等に通知する。
- 4 第1項による指定は、前項の規定による告示のあった日からその効力を生ずる。
- 5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は当該文化財の所有者、権原に基づく占有者及び所有者等に指定書を交付しなければならない。

(解除)

- 第5条 市指定文化財が、指定文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。
 - 3 前項の規定による市指定文化財の指定の解除を通知を受けたものは、すみやかに市指定文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

- 第6条 市指定文化財の所有者は、この条例並びに、これに基づく規則及び教育委員会の指示に従い、市指定文化財を管理しなければならない。
- 2 市指定文化財の所有者は、特別の事情があるときは、当該所有者に代り、管理の責に任すべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。
 - 3 前項の規定により、管理責任者を選任したときは、市指定文化財の所有者は、すみやかに教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
 - 4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

- 第7条 市指定文化財の所有者に変更があったときは、新所有者は、旧所有者に対して交付された指定書を添えて、すみやかに所有者変更届を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 市指定文化財の所有者または管理責任者は、その氏名若くは名称または住所を変更したときは、すみやかに教育委員会に届け出なければならない。

(減失、き損等)

第8条 市指定文化財の所有者は、当該文化財の全部または一部が減失し、若しくはき損した時は亡失し、若しくは盗み取られたときは、すみやかに教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市指定文化財の所在の場所を変更しようとするときは、前条の規定を準用する。

(現状変更の制限)

第9条 市指定の文化財の現状を変更し、または保存に影響を及ぼす行為をしようとするものは、教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は第1項の許可を与える場合は、その許可の条件として、同項の現状の変更に関し、必要な指示をすることができる。
- 3 第1項の許可を受けたものが、前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は許可に係る現状の変更の停止を命じ、または許可を取り消すことができる。

(修理の届出等)

第10条 市指定文化財を修理しようとするときは、所有者または管理責任者は、修理に着手しようとする日の30日以前に教育委員会に、その旨を届け出なければならない。

- 2 市指定文化財の管理または修理につき特に必要と認めるとき教育委員会は、前項の届け出に係る市指定文化財の修理に関し、技術的な指導と助言を与えることができる。

(管理または修理の補助)

第11条 市指定文化財の管理または修理につき特に必要と認められる場合には、市の予算の範囲内で、所有者に対して補助金を交付することができる。

(標識等の設置)

第12条 教育委員会は、市指定史跡、名勝、天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。その施設の基準については別に定める。

(調査)

第13条 教育委員会は必要と認めるときは、市指定文化財の所有者または管理責任者に対し、当該指定文化財の現状または管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(文化財調査委員)

第14条 教育委員会は、文化財の保護並びに調査研究のため文化財調査委員を置く。

2 前項の文化財調査委員に関する規定は別に定める。

(罰則)

第15条 市指定有形文化財を損壊し、き損し、または隠匿した者は10,000円以下の罰金または科料に処する。

第16条 市指定史跡、名勝、天然記念物の現状を変更し、または、その保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失、き損しまたは衰亡するに至らせた者は、10,000円以下の罰金または科料に処する。

(補則)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

あ　と　が　き

人間が、生活をより豊かにするために考えだしたもの、その集積をわたしたちは、「文化」と呼んでいるのではないでしょか。

そして、人類が永い歳月を経て蓄積した文化のなかで、こんにちわたしたちは豊かな生活を送っています。

文化財は、先人の生活文化を探る貴重な資料であり、本市にも県指定・市指定の文化財がありますが、一般にはあまり知られていないのではないかと思っています。

そうした思いから、現在判明している本市の文化財をここにとりまとめてみました。今後、市民皆さんが文化財に親しまれる一助にしていただければ幸いだと思っています。

松浦市教育委員会社会教育課

課長 福本 政二

松浦市文化財調査報告書第2集

松浦市の文化財

昭和62年2月28日

編集・発行 松浦市教育委員会

松浦市志佐町里免365番地

印 刷 中川印刷株式会社

